

全建事発第 133 号
令和 3 年 1 月 13 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を
踏まえた工事及び業務の対応について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 1 月 7 日に、1 都 3 県（埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象として、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたところですが、今般の緊急事態宣言においては、特に飲食の場を中心とした感染リスクが高い場面を回避する対策として、職場等における飲み会の自粛、飲食テイクアウトの推奨、テレワークの実施等、対策の実効性を高めるための環境づくりが求められています。また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」についても、三つの密を徹底的に避けるなどの基本的な感染対策をより一層推進するよう変更されるとともに、河川や道路などの公物管理や公共工事など安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については、引き続き、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中においても最低限の事業継続が要請されています。

これらを受けて、この度、国土交通省より本会に対し、別添のとおり、建設現場やオフィスにおける感染予防対策の更なる徹底等について通知がありました。

また、同通知には、施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に関する地方整備局及び各地方自治体等に対する通知も参考添付されていますので、併せて、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp